

許可申請 (申請書と添付書類は2部提出)

申請書提出の際に、納付書で手数料を納付してください。

新規	期間更新	変更改造	書類の名称等 (申請書と添付書類)
	-	-	屋外広告物等許可申請書
-		-	屋外広告物等許可期間更新申請書
-	-		屋外広告物等変更・改造許可申請書
			付表 (許可審査事務をスムーズに進めるための票)
			写真(直近のもの)、広告物の所在地、配置や境界を示した図(縮尺 1 / 500 程度)
	-		広告物の形、寸法、材料、構造、意匠、色彩の図面等
			他人の土地や建物に設置(表示)する場合は、その許可証等 道路占用許可、賃貸契約書、使用承諾書など
	-		地上から広告物の上端までの高さ(照明器具等を含む。)が 4mを超える場合は、管理者資格を証明できる書類 4mを超える工作物は、建築基準法による工作物の確認 申請が必要です。
-			屋外広告物等点検報告書 新規の申請でも、既存広告物の場合は必要です。 ・ 広告物の全景及び点検箇所の写真 ・ 点検者の資格を証する書面
	-		埼玉県知事発行の屋外広告業登録通知書の写し
			屋外広告物許可申請手数料の領収書提示

広告物の表示内容、意匠、色彩、大きさ、構造又は位置の変更を加えない程度の修繕や補強又は塗替え、掲示板の位置及び形状を変更することなく行う広告物(新聞、ポスター等)の短期かつ定期的な変更は、変更改造許可申請が不要となります。

表示内容の変更のみの場合は、屋外広告物等点検報告書の添付は不要です。